## フリーランスの方のためのハラスメント相談窓口について

## 各位

当社は、2024年11月1日より、当社と業務委託契約を締結している個人で働くフリーランス(従業員を使用しない個人、または法人であっても代表者1名のみで他の役員や従業員がいない法人。詳細はフリーランス保護法参照)の方のための、ハラスメントに関する相談窓口を下記のとおり設置しておりますのでお知らせいたします。当社の業務委託に関して行なわれる各種ハラスメントに関する相談は、下記の当社相談窓口にご相談ください。

記

- (1) 担当者: 人事総務部長
- (2)受付時間(電話または面談の場合):平日 10 時~16 時
- (3) 相談方法:電話、メール、面談(原則予約を必要とします)

電話:06-6315-3163 メールアドレス:jinji@express.co.jp

- ※メールでの相談の場合、受信確認の返信を行ないます。5日以内に返信がない場合、お問い合わせください。
- (4) 相談対象: 当社との業務委託に関して行なわれる各種ハラスメント (パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児、介護等に関するハラスメント。現実に生じている場合のみならず、発生のおそれがある場合、該当する疑いがある場合等も含みます)

## 〈注意事項>

- (1)上記相談窓口は、当社の従業員向けのハラスメント相談窓口と共通です。
- (2)窓口担当者は、相談者等のプライバシー保護に関する研修を受けており、マニュアルに従って、相談者等のプライバシーを遵守します。
- (3)相談窓口に相談したことや事実確認等に協力したこと等によって不利益に取り扱われることはありません。
- (4)相談にあたっては、相談窓□の利用であることを明示してください。
- (5)相談者が相談窓口に相談した内容は、相談者の同意を得たうえで、次の範囲に共有されます。その後、 原則として人事総務部において事実確認および問題への対処等を行ないます。

共有される範囲:人事総務部担当役員、取締役